

<NPO/
地方自治体>

売れる授産商品づくりの手助け

～障害者の增收を図る～

特定非営利活動法人みやぎ
セルフ協働受注センター会長

市川義直

一 はじめに

障害を持つた人たちが学校や、病院や、リハビリ施設を終えて、「社会に出て働きたい」と願ったときに、社会の現状は（特に経済不況が長く続いているようなときは）、よほど良い条件と幸運があつた場合を除いて、落胆と絶望に見舞われることになる。なぜなら一般の企業・会社等の求人条件は、障害があつても健常者と同等の、あまり手の掛からない、生産性・効率性が期待される人を対象にしているからである。その結果、特に重い障害（身体・知的・精神）を持つ人たちには、好むと好まざるとに問わらず、授産施設や小規模作業所等にその働く場を求めることになり、本人や家族の様々な事情から、「入所型」か「通所型」のいずれかを選択して「障害者就労施設の利用者」になる。

現在、厚生労働省が主となつて、障害者の就労施策の見直し・検討が始まっているが、その背景として、本来一般就労への通過施設もしくは中間施設としての機能を有する授産施設が、その機能を十分に発揮できていない（企業等への雇用が少ない・地域生活への移行が少ない）ことと、授産施設やその他

の作業所などにおける作業工賃（賃金）が極めて低額であること、すなわち、①地域移行一%、②企業就職一%、③月額工賃一万円、という現状があり、この改善が、授産施設を経営・運営する立場にある者（施設長）にとって、大きな課題となつていい。

そして、このような状況を改善すべく考えられたのが、厚生労働省による「授産活動活性化特別対策事業」である。私も重度身体障害者入所授産施設の施設長の立場で、何かこの現状を打破する方策はないものかと思案していたので、当時の宮城県社会就労センターの役員と共に宮城県の主管課である保健福祉部障害福祉課へ、この特別対策事業を実施させていただくように要請した。なぜなら、実施に当たつては県が事業費の二分の一を負担する必要があつたため、私たちはその事業を進めるこことによって得られる効果に期待していたからである。

この要請を受け、障害福祉課では平成一三年八月に「授産活動在り方検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、授産施設及び小規模作業所実態調査をまず行つた。この調査の目的は、県内授産施設等の現状の把握と障害者の雇用・就労の状況を把握するためで、授産施設・心身障害者通所援護事

業施設・精神障害者小規模作業所等「四〇施設が対象になつた（回収一三〇・有効回答率九二・九%）。検討会ではこの調査結果も参考しながら課題の整理が行われ、平成一四年三月にその結果を報告書の形で公表した。

そして、その成果を踏まえて、県では授産活動活性化特別対策事業を平成一四年度・一五年度の二ヵ年事業として実施することとなり、宮城県社会就労センター協議会（以下、「県就労協」という。）へ委託されることとなつた。

また、並行して県庁内に「授産活動活性化検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）も設置され、活性化事業の推進とその進展を確認しながら今後に向けた「指針」作りに着手した。私は県就労協の会長でもあり、検討委員会の座長に任命されたのでとても大きな責任を感じながらの作業ではあつたが、各委員の積極的な提言とサポートを頂いたお陰で、平成一五年三月に特別対策事業の終了に合わせて「宮城県における授産施設等活性化のための取り組み指針」（以下、「指針」という。）を策定することができ、その「指針」は宮城県障害福祉課長名で各関係行政機関・社会福祉協議会・授産施設等に配布された。

ここまででは、特定非営利活動法人（以下、「NPO」という。）「みやぎセルプ協働受注センター」の設立を考えるに至つた背景を示したものである。

二 みやぎセルプ協働受注センターの理念・活動内容

（一）「指針」の主なポイント

「指針」には、授産活動の活性化を図り強化推進していく

ための活動指針として三本の柱が示されている。

① 「運営」から「経営」へ

経営の視点を持ち、製品・作品づくりから「商品」づくりへと意識を変える。

原価意識を持ち、営業力・商品力を付ける。

② 地域の中での活動の推進

地域の特性を活かし、地場産業・地場産品を取り込んだ、その地方ならではの商品づくりをする。

③ ネットワークの促進

施設単体では生産能力・技術・営業・資源・資金力・人材等様々な限界がある。その限界を地域資源の活用・企業との連携・施設間の連携を取ることによって、個別活動からの脱皮を図り、ネットワークを活用とした活動も採り入れる。

さらに、このネットワークの促進に関する項目の中では、ネットワークの有効性の一例として、NPO「日本セルプセンター」が紹介され、その宮城版「みやぎセルプ協働受注センター」設立の動きに期待するとの記述がある。

（二）なぜ、NPOか

これまでの授産活動の組織的な活動母体としては前述した「県就労協」があつたが、この団体は授産施設等で会員になつた施設が授産事業振興や職員研修・情報交換を行つてゐるもので、商品販売や商品開発、受注作業（役務を含む）は全て施設が単体で行い、県就労協で注文や依頼を受けてそれを仲介するだけで、直接顧客と商談したり、契約をするという行為はしていなかつた。なぜなら、県就労協は法人格を持たない任意団体の性格しかなかつたからである。

検討委員会でも実際に商品仕入れや販売等で商談の経験がある委員から、「施設職員には商慣習や商談の仕方がよく分かっていない人や、原価を聞いても答えられなかつたり、定価と卸価格の違いを理解していなかつたりで、なかなか商取引に手間ひまがかかる」という意見や、「どこかに商取引の窓口があつて、そこで全部引き受けて手配してくれれば顧客にとつても、施設にとつても大変便利になるのではないか。」等の意見があつたことから、私自身、今後ネットワークを構築するときには「核」になる組織が必要であるとの思いを強く持つようになつた。そして、そのような組織とするためには、きちんと社会的認知・信用が得られること、すなわち、法人格を持ち「契約」行為を行うことができ、官庁の「入札参加資格」も得られることが必要であるとの認識を持つに至り、それにはNPOが最適と考えた。そこで、NPOの設立について、県の取り扱い窓口に相談に赴き、設立要件の説明を受けたところ、設立時の資産はゼロでも認められるとの話を伺えたことは、私にとって大きな救いであった。なぜなら、当時私は設立資金を持っておらず、調達の目処もなかつたからである。

そのような経緯をたどつて、所定の手続きを経て平成一六年四月五日にNPOの認証を取得することができた（ちなみに平成一六年度認証第一号の番号を頂いて、幸先が良いように思われて感激した）。

(三) みやぎセルプ協働受注センターの設立趣旨

ここで、みやぎセルプ協働受注センター（以下、「当センター」という。）の設立趣旨について述べる前に、当センターの名称に「共同」もしくは「協同」ではなく、「協

働」という文字を当てたことについて記す。現代風に言えば「コラボレーション」で、いずれも共に協力して進む・一緒に行うという意味合いがあると思うが、それをさらに一步進めで、異なる組織がそれぞれの特徴を生かして協力して働く（一緒に汗をかく）ことが、目的達成のカギになるという確信・こだわりからである。

なお、当センターの設立趣旨は次のとおりである。

『障害者の社会参加や自立に向けた活動の中で、「就労」を支援するための「授産活動」の果たす役割は、まことに大きいものと考えられます。就労により、生産活動等を通して生産物を作り、また役務を提供し、対価として工賃を得ることにより、社会参加・地域生活への移行も促進されることになります。しかし、障害者授産施設やその他の就労施設の現状は、長引く不況という社会経済環境の悪化の中で、各地域での各施設固有の活動でいかにしてこの状況から脱却するか、暗中模索を繰り返しております。授産活動も、その進め方ににおいて、各施設のスタンス・意識・障害種別の違い等から横のつながりも出来にくく、活動も閉鎖的になりがちで、なかなかこの状況を解決するための糸口も見出せずにいる実態があります。（中略）

以上の現状に鑑み、見えてきた課題への対策を考えて参りましたが、その課題を満たす活動を行うためには、
1. その「核」となる活動母体が必要であること、
2. 各施設共通の受注窓口がない状況下では、いつまでも個別活動に留まるため、共同受注組織が必要であること、
3. 現在の姿の当会（県就労協）には社会的に認知された「法人格」がないために、正規な形での契約者になれないことも、営業・契約行為に大きな障害になつてること、が課

題として浮かび上がつてきました。

そこで、これらの課題の解消策として検討されたのが、NPOの設立であります。（中略）そしてその効果が、働く障害者の工賃アップや生きがい・生活の質の向上等につながるものと考え……（中略）……宮城県らしい活動を展開していると考えます。』

（四）活動内容

当センターの具体的な活動・事業については次のとおりである（定款より）。

【特定非営利活動に係る活動】

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- ② 職業能力の開発又は雇用機会の充実を支援する活動
- ③ 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

【特定非営利活動に係る事業】

- ① 障害者の製作作品の普及・啓発活動・協働受注事業
- ② 授産施設や小規模作業所への支援とネットワーク化
- ③ 職業指導等人材育成研修事業
- ④ 授産製品や治工具の開発事業
- ⑤ 授産施設や製品に関する診断事業
- ⑥ 授産製品に関わる情報の収集や発信

囲のことを精一杯に頑張つて、やれば出来る、これだけの成果が出た、ということを見せていきたいと考えている。

（五）工賃二倍増・三倍増を目指す

当センターの設立認証を申請中に、地元新聞社から取材を受けたことがあつた。その時私は前述ののような目的や活動内容等について、現状の抱える問題の解消が必要なことやそのためにしたいこと、さらには夢のようなことを交えながら説明をした。それに対し新聞記者は、「結局活動のポイントは何ですか。成果とは何ですか。具体的に何を目標としているのですか。」と質問してきた。私は一瞬言葉に詰まつたが、「施設で働く障害者の賃金を、今の二倍増に、そして次は三倍増にしたい。それが当面の目標になる。」という返答をしました。まさしくこれこそがこのNPOを立ち上げたいと考えた原点だつたからである。

賃金アップとか、今の賃金二倍・三倍が目標というと、「障害者自身は金を儲けたくて働いてはいない」とか、「障害者が今日一日楽しく無事に過ごせるように支援するのが仕事であつて、金目当ての活動をなぜNPOが?」という、どこか冷たい視線や反応を感じることもある。しかし、NPOは元来ボランティアによる、社会貢献活動する団体であつて、金儲けを考えるなんておかしいという風潮があるとすれば、それは狭い認識であろう。

活動の目的とその実現のために、これから行わなければならぬことは沢山ある。全てがうまく連動して、あれもこれも同時進行して成果が上がれば何の苦労もないわけだが、このNPOは生まれてまだ一年足らず。当面の目標と、将来目指す目標に分けて、現在のスタッフ・組織・資金で出来る範

障害者が地域に出ることに慎重・消極的になる要因の一つに、安定した最低限の所得保障（収入）の確保が困難という

課題があり、その課題を解決し、賃金をアップすることができれば、年金と合わせ生活の見通しが立つ。地域で活動するための原動力となるのである。

日中活動（就労）で得た収入で地域での生活が可能になり、社会参加が促進されるように支援するのが当センターの使命と考えている。もちろん、障害者が安心して地域で暮らせるようになるためには、住民の理解・協力や社会の基盤整備も重要な要素である。その辺になると一NPOの力の及ぶところではない。民間の力が及ばないところは是非、行政にお願いしたい。

（六）協働受注の効果

先に、当センターの名称について、「協働」という表現へのこだわりについて述べたが、そのことについて、もう少し具体的に、活動の仕方に関連していくと、

【協働開発】協力してより良い商品・売れる商品を考案する
【協働製作】協力して作り、品質・納期を厳守する

【協働受注】受注窓口を一本化し、各会員に仕事を分配する
【協働販売】協力して販路拡大の努力をし、委託販売も活用する、等が挙げられる。

実際、窓口の一本化は授産施設や顧客双方に便利でもあり、手続きの簡素化にもなる。大口の注文・作業依頼があつたときでも、従来であれば、受けたいけれども生産能力と納期的に間に合わないので辞退するということがあつたが、協働で受注することにより何施設かで仕事を分担することが可能になつたり、また施設間の交流もより活性化して、お互いの商品を委託販売したり、技術を研鑽するなど、一緒に活動することでネットワークも構築されていくと考えている。

協働で行うということに関しては、「企業との提携」も大切な要素になつていて、なぜなら授産施設等は商品を開発する・作る・販売をする・コスト計算する・収益を確保する等の面で専門性や人材に欠けている場合が多く、それを補うにはプロの指導・協力を得る必要があるからである。

企業は企業で生存競争に勝つための努力をしつつ、一方で社会貢献を考えている。私は、その社会貢献事業と障害者授産事業とのマッチングを図ることで、お互いのメリットを考え行ければよいと思っている。既に具体的に提携の商談が始まつた企業もあり、当センターの役員にも加わっていたいた方もいる。商売のノウハウや私たちに足りないものを教えて頂くと同時に、私たちも協力企業の望むところに応えていきたいと思う。

三 増収を図る上で課題・展望

増収を図つて、賃金支給額を上げるというのは、「言うは易し、行うは難し」のことわざのとおりで、この不況の時代に「夢」みたいな話である。しかし、障害を持つ人たちを地域に移行させる、社会参加を促進するという目的を果たすためには、是非とも成し遂げなければならないことである。

増収とはイコール商品の売上を伸ばすということであり、そのためには一般の商店・商社と同様のことを考え、実行しなければならない。すなわち、

【商品力を付ける】他に負けない商品を作る、安定した良い品質・納期厳守・適正価格

【営業力を付ける】

営業員の人材育成・商品カタログ作製・ネット販売の活用
【商談力を付ける】

商品知識・商談ノウハウを身につける、商取引の仕方・原価計算の研修

【生産能力を高める】

専門技術者の指導・最新機械設備の導入・作業従事障害者の能力・技術の向上・作業意欲（モチベーション）の向上などが必要である。

しかし、今の授産施設等は、一部の施設を除いてこれらの点の多くが欠けている。課題として考えてはいるものの、資金がない・市場調査もままならない・流通手段がない・人材確保が困難であるなど、八方ふさがりの感が否めない状況である。

こうした現状を踏まえ、当センターはその解決策として次のような事業・活動を今後予定している。

- セルフブランドの商品開発をして協働で製作する
- 企業との協働で新商品を開発し、それを施設と企業との役割分担で製作する
- 当センターと施設間で商品の委託販売システムを構築し利益還元を図る
- 人材が不足する施設にアドバイザー・コーディネーターを派遣する
- 各種イベントへの出店情報提供
- 商品・役務の協働受注
- 福祉ショップを持つ
- 施設と企業との交流の機会を増やす
- 経営感覚の育成強化研修を行う

● 他の地域に宮城の商品を売り込む・県域を越えて活動で

きるよう支援する・各県のセルフセンターとの提携
● 商品販売に止まらず、役務（作業受注と、就労（雇用）支援を行う

四 NPOと行政との連携強化に向けた提言／行政に期待すること

さて、ここまで当センターの役割・機能・今後の課題等について記してきたが、先にも述べたように、当センターのようなNPOが一つできただけでは、これだけのことを全部最初からすぐやれるかというと、それは無理である。運営資金は会員からの会費（しかも少額）であり、事務局に専任・常勤のスタッフは置けないため、活動の質・量ともに限界がある。幸い事務局の立ち上げには宮城県からの資金援助があつたので、広告宣伝費などに充当し、会員の拡大を図ることができた。また協働受注の窓口としての機能も確保でき、少しすつはあるが受注も入り始め機能し始めている。

現在、協働受注で得た収入から一定の割合（一〇〇二〇%）を事務局経費に充当し、残金は実際に作業を行った授産施設等に支払うというシステムになつてているが、受注が少なければ事務局収入も、施設への還元金も少ないので当然である。事務局の運営費がそれなりに確保されなければ、十分な活動ができず、会員施設のメリットも確保されないと、このジレンマに陥る。

民間サイドでの各社会資源の活用も考え、NPO同士の提携も視野に入れて進めることも考えているが、限界がある

NPO／地方自治体「売れる授産商品づくりの手助け～障害者の增收を図る～」

ことは明らかであり、どうしても行政の支援が必要である。

そこで、行政に期待することを何点か挙げたい。

① 官公需優先発注（本庁・地方事務所共通）

・部局毎に発注目標を持つ

・NPOの事業目的で発注を可能にする

② 授産商品の認知・活用

・何を作っているか、何が出来るか（役務を含む）を把握し、積極的に活用する

③ 授産商品・可能な役務の広報

・行政の組織力を活用し、広く県民に知らしめるため、授産事業へのバックアップを強化

④ 官庁の随意契約枠の拡大

・随意契約金額上限の引き上げ

⑤ 公式記念品グッズとしての採用

・各種イベント・公式行事・福祉啓発等に採用する

⑥ 活動支援（商品展示・販売場所の提供等）

⑦ 県庁業務障害者就労モデル事業（注1）の拡大

⑧ 行政業務（役務）のNPOへの委託拡大

今年度当センターが設立後はじめて受注したのが、宮城県からの受注であり、それは、宮城県で開催された全国障害者技能競技大会（アビリンピック）の記念品やその関連の作業であつた。一二月には、障害者福祉週間にちなんで「働く障害者ふれあいフェスティバル」（注2）が県庁一階ロビーで開催され、県内の授産活動の紹介や授産製品の販売が行われた。また障害者との交流体験を綴つた「心の輪を広げる体験作文（注3）」集の印刷も宮城県から受注した。少しずつ県庁内で

も当センターが認知されてきたようだが、まだ一部に止まつてているのが実態である。

話は変わるが、今年宮城県を本拠地とするプロ野球新球団が誕生したが、我々の間では、宮城球場に授産施設等の参画するショッピングや、関連する作業に関わりたいと希望する声が



働く障害者ふれあいフェスティバルオープニング
「浅野知事からの励ましの言葉」

高まつてきている。是非、この機会に実現できないものどうかと切望している。

様々なことを述べてきたが、全て『働く障害者を支援したい』という一心から述べたものである。「みやぎの福祉・夢プラン」にも、障害者が地域での生活に移行し自分らしく生活できるようにするための条件整備の必要性や、障害者の雇用・就労の場の確保が謳われている。県民の関心が高く身近なところで、みんなの目に付く方法で行政のバックアップを頂けると、とてもありがたく、背中を押されてどんどん元気が出る。NPOと行政は、ずっとこのような関係でありたい。



23施設が参加してにぎわいを見せた各ブース
（「働く障害者ふれあいフェスティバル」より）

NPO法人みやぎセルフ協働受注センター会長。一九四六年旧満州生まれ。東北学院大学経済学部経済学科卒業。社会福祉法人共生福祉会常務理事。身体障害者授産施設西多賀ワークキャンパス園長。宮城県社会就労センター協議会会長、東北地区社会就労センター協議会会長、NPO法人日本セルブセントラーリ理事、宮城県福祉人材センター運営委員、宮城県立西多賀養護学校評議員など兼任。



【いちかわ・よしなお】

注1 これまでシュレッダーで処理されていた県庁内の文書類を、知的障害者が回収・運搬し、湿式シュレッダーでパルプ状に加工し、再生紙としてリサイクルする事業。

注2 県庁を訪れる県民・県庁職員等の、障害者週間にに対する理解促進を図る目的で、宮城県が主催。県就労協・当センター共催。県内の障害者福祉が各ブースにて施設の活動の様子を紹介。自主製品の展示・販売も行う。参加団体数二三団体。

注3 障害者に対する理解の一層の推進を図る目的で宮城県が障害者との交流体験を綴った作文を公募し、応募作品の中から最優秀賞となつた受賞者に対し表彰を行つた。

みやぎ 政策の風

2005 Mar vol.3

特集：「食」と「農」を考える

- ・21世紀における「食」と「農」のあり方を展望する
- ・現代日本の食料自給問題
- ・農産物の消費者ニーズに合わせた販売戦略
- ・食品に関するリスクコミュニケーション
- ・食育のすすめ～安全な食への近道～

工藤 昭彦
生源寺眞一
渋谷 長生
品川 邦汎
中村 靖彦

対談：「真の教育改革に向けて」

苅谷 剛彦
浅野 史郎

【リレー連載】

- ・障害保健福祉の再構築と介護保険制度の見直し
- ・河川環境の自然再生への課題と展望
- ・青少年問題と地方自治体の役割

高橋 紘士
大村 達夫
古賀 正義

【特別寄稿】

- ・分権時代の幕開けと行政組織に関する一考察

安藤 俊威

【みやぎの未来】

- ・男女共同参画とNPOを語る

萩原なつ子

【NPO／地方自治体】

- ・売れる授産製品づくりの手助け

市川 義直

《編集後記》

- 今回の特集テーマは『食』と『農』。自給自足の時代には戻ることが困難となった今、生産者と消費者との距離をいかに縮めるかが、食の安全・安心を確保する鍵となる。食品についての情報公開はもちろん、消費者もその情報を正しく理解できるだけの知識を身につけなければいけない。本県では「みやぎ食の安全安心推進条例」のもと、県民総参加で食の安全安心確保に取り組んでいる。(T.T)
- 近年、子ども達の学力低下が指摘されている。「ゆとり教育」が原因であるとの声もあるが、問題はそれほど単純なのか。家族が一つの社会として機能し、地域コミュニティも健在だった時代に比べ、学校が唯一の社会になった今の子ども達は、学ぶことの意義を見出しつぶくなっているような気がしてならない。(Y.K)

購 読 の ゴ 案 内

「みやぎ 政策の風」の購読は、宮城県県政情報センターで受け付けております。

◎宮城県県政情報センター

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 県庁舎地下1階
TEL:022-211-2263

※ 郵送による申込も可能ですが、別途送料を負担していただきます。
詳しくは、当センターへお問い合わせ下さい。

『みやぎ 政策の風』vol. 3

- ◇発行日 2005年3月15日
- ◇発 行 宮城県
- ◇編 集 宮城県企画部政策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL:022-211-2408 FAX:022-211-2493
- ◇表紙デザイン 宮城県産業技術総合センター

※ 本誌掲載記事の無断転載・引用を禁じます。